

総合計画進行管理要綱（抜粋）

（千葉県総合計画の進行管理に関する有識者懇談会）

第4条 知事は、評価の客観性、統一性等を確保し、その結果を適切に活用するとともに、評価技術等の充実を図るため、学識経験を有する者等により構成される千葉県総合計画の進行管理に関する有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を置き、委員の意見を聴くものとする。

2 懇談会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

千葉県総合計画の進行管理に関する有識者懇談会組織・運営要領（抜粋）

（委員の所掌事務）

第2条 懇談会の委員は、知事への報告を経た進行管理の過程で行う評価の結果及びその活用等について、意見を述べるものとする。

（組織及び委員）

第3条 懇談会は、委員5名以内で組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第4条 懇談会に委員長を置き、委員長は懇談会の議事を進行する。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を行う。

（懇談会の開催）

第5条 懇談会は、総合企画部長が委員を招集し開催する。

（事務局）

第6条 懇談会の事務局は、総合企画部政策企画課に置く。

千葉県情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第27条の3 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものの会議（法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で当該附属機関及びこれに類するものにおいて公開しないことと決定したときは、この限りでない。

- 一 不開示情報が含まれる事項について、調停、審査、審議又は調査等が行われる場合
- 二 公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合